

12.	<p>*【市外の保育所等の利用を希望される方】 <u>該当する□ 該当しない□</u></p> <p>「市外の保育所等を希望する理由」が必要となります。葛城市では基本的に以下の内容を理由として認めております。</p> <p>希望施設が（を）・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童を送迎する保護者の勤務先の近くにある、又は、通勤経路上にある。 ・祖父母等の家（父母の実家）の近くにある。 ・葛城市に転入してくる前から継続して利用している。 <p>ただし、葛城市が認めたとしても、希望する施設のある市区町村が利用調整を行うため、不承諾となる（利用できない）場合があります。また、調整結果は葛城市を経由するため、申請年度の3月下旬頃の通知となる場合があります。以上について異議を申し立てません。</p>	確認□
13.	<p>*【出産予定の方】 <u>該当する□ 該当しない□</u></p> <p>葛城市では育児休業を保育理由として認定するためには、「就労」を理由として保育所等に在籍し、その後、就労から「産前・産後」に保育理由を変更した場合にのみ認定することができます。よって、「<u>産前・産後</u>」を理由に保育所等へ入所した場合は、「<u>産前・産後</u>」による認定期間の終了をもって退所となります。これについて異議を申し立てません。</p>	確認□
14.	<p>*【育児休業を取得予定・取得中の方】 <u>該当する□ 該当しない□</u></p> <p>保育所等に入所が決定した場合、「取得している育児休業を入所翌月中（例：4月入所の場合は、5月31日まで）に終了（職場復帰）し、職場復帰する（している）ことを証明する就労証明書」を改めて提出していただけない場合、退所となります（例の場合は5月31日をもって退所）。これについて異議を申し立てません。</p>	確認□
15.	<p>*【育児休業を取得予定・取得中の方】 <u>該当する□ 該当しない□</u></p> <p>育児休業中は、「保育を必要とする理由」として認定されないため、在園児は退所していただくこととなります。（育児休業における特例措置の要件に該当し、必要な手続きを行った場合はその限りではありません）</p> <p>特例措置の要件に該当しない場合や要件に該当しても必要な手続きを行わなかった場合、保育の実施解除（退所）の決定を受けることに異議を申し立てません。</p>	確認□
16.	<p>*【求職活動中の方】 <u>該当する□ 該当しない□</u></p> <p>求職活動中である場合は、保育所等への入所後3ヶ月以内（4月入所の場合6月末日まで）に就労等を証明する就労証明書を提出されない場合、退所となります。これについて異議を申し立てません。</p>	確認□

令和 年 月 日

葛城市長 様

住 所 葛城市

誓約者氏名

児 童 氏 名

（連名可）